

函館工業高等専門学校ティーチング・アシスタント制度実施要項

平成19年12月10日

函高専達第14号

(目的)

第1条 この要項は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)の本科学生の教育におけるきめ細かな指導の実現を図ること、及び将来技術士等の指導者になるための訓練の機会を専攻科学生に提供することを目的として、本科学生の授業、補習、その他の教育補助業務を専攻科学生に行わせるために必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の教育補助業務を行う者の名称は、ティーチング・アシスタント(以下「TA」という。)とする。

(定義)

第3条 この要項において、担当教員とは、TAを使って本科学生の教育を行う者をいう。

(業務内容)

第4条 TAは、原則として本科低学年に対し次に掲げる業務を行う。

- 一 担当教員の指示に従い、本科の学生に対する実験、実習、演習等の教育補助業務を行う。
- 二 放課後及び長期休業期間等に行う補習授業等について担当教員の指示に従い、教育補助業務を行う。

(資格)

第5条 TAは、専攻科に在籍する学生とする。

(申請及び選考)

第6条 TA活動の場を提供できる授業科目を有する教員は、候補学生の承諾及び候補学生の所属する専攻長の推薦を得た上で、別紙様式1「TA実施計画申請書」を作成し、教務主事に提出する。提出されたTA実施計画申請書に基づき、教務委員会で審議、選考する。

(業務時間)

第7条 TAの業務時間は、TAとなる学生の授業、研究等に支障が生じないように配慮する。また、1週間当たりの業務時間は、長期休業期間等を除き、原則として6時間を超えないものとする。

(報告書の提出)

第8条 担当教員は、TAの実施状況について、毎年度、学年成績入力締切日までに、別紙様式2による実施報告書を教務主事に提出するものとする。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、TAの実施に関し必要な事項は教務委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月10日函高専達第47号)

この要項は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月11日函高専達第33号)

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月8日函高専達第4号)

この要項は、平成31年4月8日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年3月25日函高専達第12号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年3月9日から施行する。

別紙様式 1(第 6 条関係)

TA 実施計画申請書

年 月 日

教務主事 殿

申請者（授業担当教員）

所属・職名 _____

氏 名 _____

推薦専攻長

所属・職名 _____

氏名(自署) _____

下記のとおり、 年度の TA による教育補助業務の計画を申請します。

記

1. 実施計画

科目名・開講期：

対象学年・学科：

業 務 内 容：

2. 候補学生

氏 名(自署)：

学 年・専 攻：

別紙様式 2(第 8 条関係)

T A 実 施 報 告 書

年 月 日

教務主事 殿

職名 _____
氏名 _____

下記のとおり、 年度の TA による教育補助業務を実施しましたので、報告します。

記

1 実施状況

補助業務名	TA氏名	実施期間
		～
		～

2 TA の補助により得られた効果等